

相談事業の活動実績とご相談内容等について
令和2年度上期（令和2年4月～令和2年9月）



NDF 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

1. 相談事業の概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、法定業務である「NDFが資金援助を行った原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う」ことの一環として、**福島県内外で原子力損害賠償に係る弁護士による法律相談・行政書士による情報提供**を行っている。NDFが発足した平成23年の10月から実施し、令和2年9月までに延べ44,581件の相談・情報提供を実施した。

相談事業の形態について

対面相談（弁護士）

福島県内

巡回相談	復興住宅	復興住宅に入居された方々を対象に、個別相談を実施。
	仮設住宅	県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、個別相談を実施。
	その他	避難指示が解除された地域の公共施設や借上住宅居住者で構成されている自治会の集会所等を会場として、説明会・個別相談を実施。
常設会場相談	県内主要都市・地域（郡山市、福島市、会津若松市、白河市、いわき市、双葉郡※、南相馬市）の公共施設等を会場として、定期的に個別相談を実施。 ※令和2年度より富岡町、楡葉町で実施	
弁護士会への委託相談	福島県弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

福島県外

県外相談会	避難指示区域からの避難者が多い都県において、相談者のニーズに合わせた相談会を実施（H26年2月以降は住居確保損害を主なテーマとした説明会を同時実施）。	
NDF本部 対面相談	NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に対面での個別相談を実施。 ※年末年始等を除く	
弁護士会への委託相談	全国の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

電話（弁護士・行政書士）

電話相談（弁護士）

NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に弁護士による電話での個別相談を実施。
※年末年始等を除く

電話情報提供（行政書士）

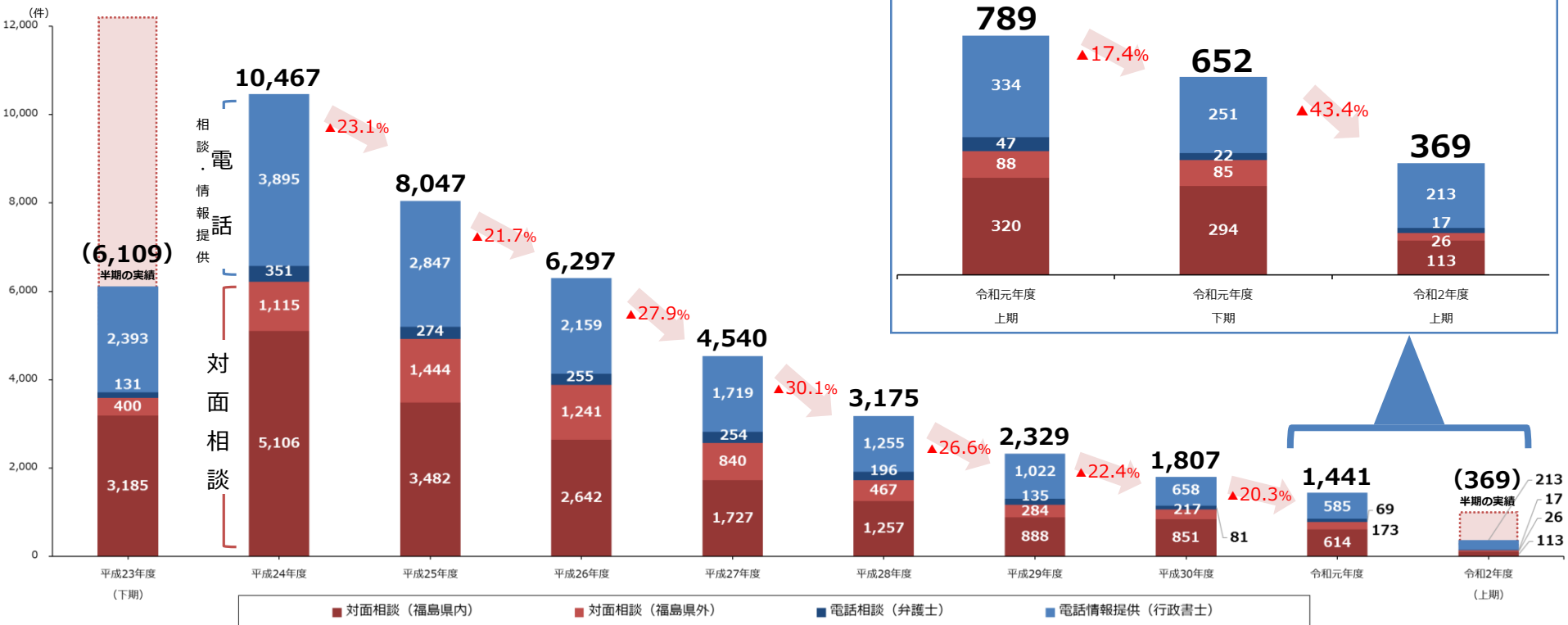
NDF本部（東京）で毎週月曜日～土曜日に行政書士による電話での情報提供を実施。
※年末年始等を除く



2-1. 相談・情報提供件数の推移

- ✓ 令和2年度上期（4月～9月）は、コロナ禍に係る政府の緊急事態宣言と県や都の緊急事態措置等を受けて、一部の対面相談・電話相談の開催を中止した（※）。
 - ※ 常設会場相談は4月21日から5月末まで、巡回相談は4月初から6月末まで、県外相談会は開催を予定していた2回の開催を中止。本部電話相談・対面相談は、4月8日から6月7日まで実施を中止。電話情報提供は、左記期間については福島事務所にて実施。
- ✓ 令和2年度上期は、計369件の相談・情報提供を実施した（対面相談139件、電話相談・情報提供230件）。対前年度下期比▲43.4%の減少となっている。
- ✓ 対面相談は対前年度下期比▲63.3%（▲240件）減少した。内訳は、福島県内が▲61.6%（▲181件）、福島県外が▲69.4%（▲59件）の減少となっている。
- ✓ 電話相談・情報提供は対前年度下期比▲15.8%（▲43件）減少した。内訳は、電話相談が▲22.7%（▲5件）、電話情報提供が▲15.1%（▲38件）の減少となっている。

相談・情報提供件数の推移（通期）



2-2.相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

- ✓ 巡回相談（復興住宅）は、対前年度下期比▲72.6%（▲98件）と大きく減少した。4月から6月の開催中止に加えて、7月以降も会場によっては新型コロナ感染を懸念する声があり再開が遅れたこと、相談会の案内のための戸別訪問を感染拡大防止の観点から控えたこと等の影響と考えている。
- ✓ 常設会場相談は、対前年度下期比▲44.3%（▲51件）と巡回相談と比較して減少幅は小さかった。なお、6月の再開後から16件（6月）、13件（7月）、12件（8月）、16件（9月）とスムーズに従来に近い相談件数に戻っている。
- ✓ 弁護士会委託は県内・県外共に大きく減少した（県内：▲50.0%、県外：▲71.4%）。新型コロナ感染拡大の影響により各弁護士会への問い合わせが減少したためと考えられる。
- ✓ 電話（相談・情報提供）は、対前年度下期比▲15.8%（▲43件）となった。対面ではなく電話での相談であるため、新型コロナ感染拡大の影響を比較的受けなかったと考えられる。なお、4月8日から6月7日まではNDF本部（東京）ではなく、福島事務所で情報提供を実施した（43件）。

相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

(件)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成23年度～ 累計			
	下期									上期	下期				
対面相談	3,585	6,221	4,926	3,883	2,567	1,724	1,172	1,068	787	408	379	139	26,072		
内 訳	福島県内	3,185	5,106	3,482	2,642	1,727	1,257	888	614	320	294	113	19,865		
	内 訳	巡回相談	2,394	3,588	2,007	1,330	786	534	407	306	147	159	39	11,793	
		内 訳	復興住宅	—	—	—	—	3	34	236	270	135	135	37	908
			仮設住宅	2,360	3,327	1,718	1,133	657	449	131	25	0	0	0	9,800
			その他	34	261	289	197	126	51	35	54	12	24	2	1,085
	常設会場相談	791	1,518	1,475	1,312	941	723	486	395	241	126	115	64	7,946	
	弁護士会委託	—	—	—	—	—	—	—	49	67	47	20	10	126	
	福島県外	400	1,115	1,444	1,241	840	467	284	217	173	88	85	26	6,207	
	内 訳	県外相談会	356	390	475	598	365	233	150	103	96	45	51	15	2,781
		NDF本部対面相談	44	52	50	37	44	37	30	24	17	11	6	3	338
弁護士会委託		—	673	919	606	431	197	104	90	60	32	28	8	3,088	
電話（相談・情報提供）	2,524	4,246	3,121	2,414	1,973	1,451	1,157	739	654	381	273	230	18,509		
内 訳	電話相談（弁護士）	131	351	274	255	254	196	135	81	69	47	22	17	1,763	
	電話情報提供（行政書士）	2,393	3,895	2,847	2,159	1,719	1,255	1,022	658	585	334	251	213	16,746	
期間合計 対面相談+電話（相談・情報提供）	6,109	10,467	8,047	6,297	4,540	3,175	2,329	1,807	1,441	789	652	369	44,581		
説明会参加者数（人）	2,646	2,905	2,108	2,556	1,258	580	390	174	109	46	63	19	12,745		

2-3.相談・情報提供件数の推移（避難元別）

相談・情報提供件数の推移（避難元別）

(件)	平成23.3.11 時点の人口	平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成23年度～ 累計	
											上期	下期		
田村市	41,662	137	177	104	65	34	25	15	11	10	5	5	1	579
南相馬市	71,561	902	1,810	1,164	921	723	510	380	320	193	122	71	40	6,963
川俣町	15,877	138	152	82	55	40	28	25	12	7	2	5	0	539
広野町	5,490	83	212	80	49	31	18	8	5	4	1	3	4	494
楢葉町	8,011	300	529	340	367	222	160	104	53	44	27	17	13	2,132
富岡町	15,960	448	866	710	477	377	276	254	189	200	88	112	48	3,845
川内村	3,038	124	118	114	55	46	41	18	9	7	6	1	1	533
大熊町	11,505	353	820	503	384	202	146	152	135	147	78	69	54	2,896
双葉町	7,140	60	158	315	211	159	111	96	84	98	49	49	29	1,321
浪江町	21,434	814	1,657	1,176	801	567	417	366	371	300	162	138	69	6,538
葛尾村	1,567	100	134	86	60	40	30	21	18	7	2	5	1	497
飯館村	6,509	239	434	187	131	97	74	45	39	35	17	18	13	1,294
いわき市		439	475	345	253	193	105	61	45	26	15	11	6	1,948
その他福島県		1,189	1,325	1,264	1,127	728	415	198	95	67	37	30	19	6,427
福島県外		419	700	486	344	242	119	109	67	51	32	19	8	2,545
その他（外国、不明）		358	300	139	34	58	41	31	22	11	4	7	12	1,006
期間合計		6,103	9,867	7,095	5,334	3,759	2,516	1,883	1,475	1,207	647	560	318	39,557

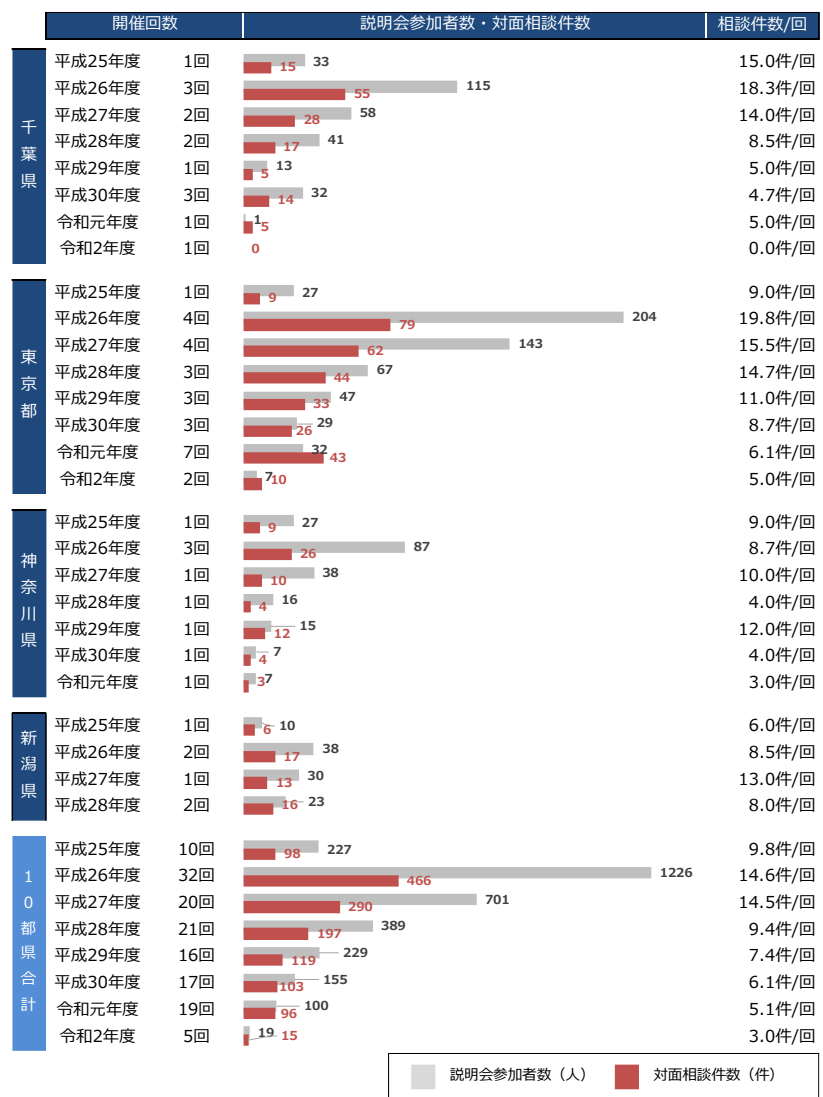
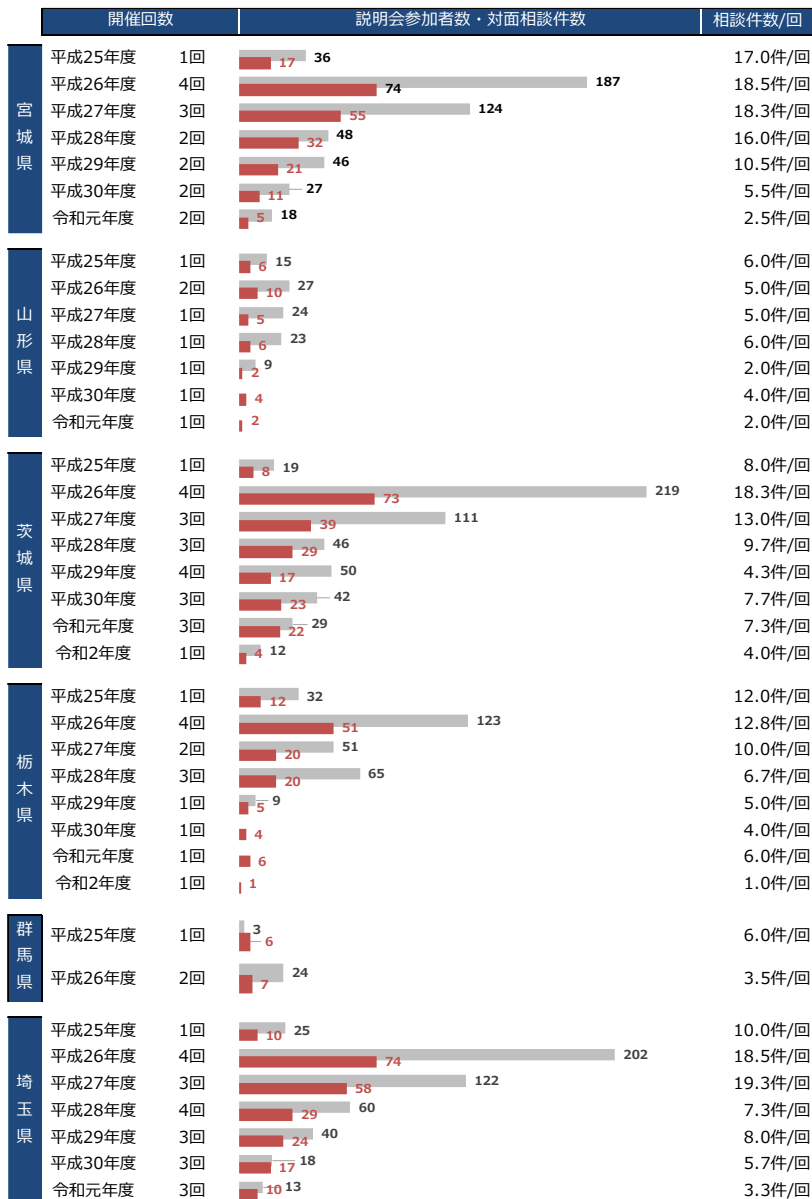
※ 平成23.3.11時点の人口は、“避難指示区域の状況（避難地域12市町村の詳細）”。福島復興ステーション。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html> より

※ 同一案件での継続的な相談・情報提供等は1件として集計する場合がありますため、2-1・2-2の相談・情報提供件数の合計値とは一致しない

※ 「その他福島県」は、被災12市町村およびいわき市以外の福島県内の市町村

3. 県外相談会の相談実績 (個別相談会 + 住居確保損害に関する説明会)



説明会参加者数 (人) 対面相談件数 (件)

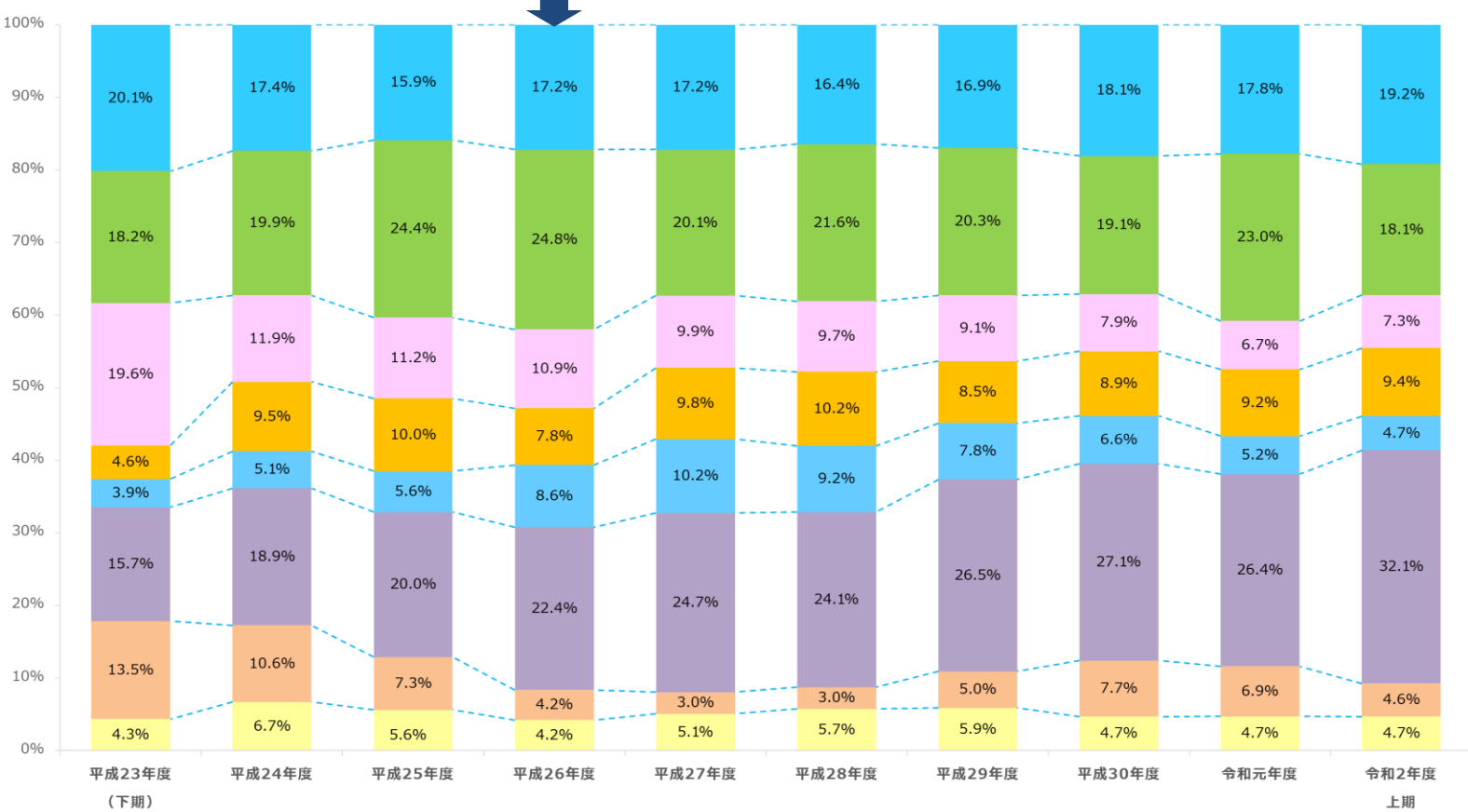
- ※ 一部の相談会は個別相談会の実施 (説明会は実施せず)
- ※ 政府の緊急事態宣言を受けて、令和2年度上期に開催を予定していた東京 (5月・北千住) と茨城 (6月・日立) の相談会は開催中止
- ※ 令和2年度下期は9回実施予定 (東京3回、埼玉2回、宮城1回、山形1回、茨城1回、神奈川1回)

4. 相談・情報提供内容の推移

- ✓ 相談内容の割合は、「請求手続・支払関係」「個人賠償」「財物賠償・住居確保損害」の順に高い比率で推移している。
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部の対面相談を中止し、相談・情報提供全体に占める電話情報提供の利用割合が高くなったため、「請求手続・支払関係」の割合が前年度から大きく増加した（電話情報提供は「請求手続・支払関係」の相談が多い）。

相談内容の割合の推移

住居確保損害受付開始 (H26.7.23)

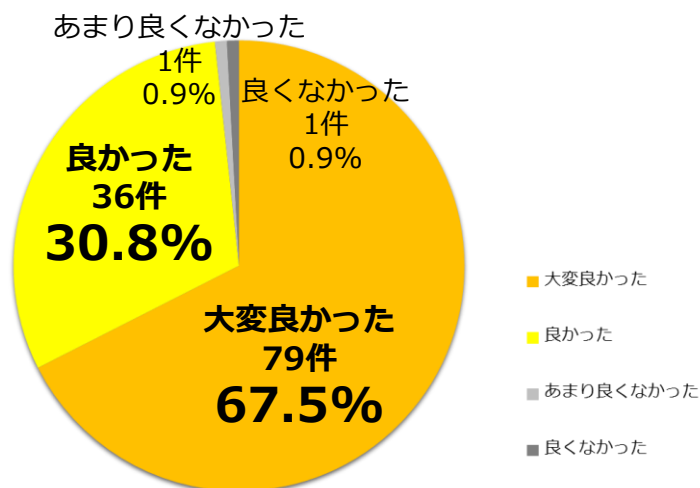


- (凡例)
- 個人賠償*
 - 財物賠償・住居確保損害
 - 生活費増加分・避難費用
 - 営業損害
 - 損害賠償の要件等
 - 請求手続・支払関係
 - 生活全般関係
 - 行政・東電の取組姿勢
- ※個人賠償：精神的損害、生命身体的損害、一時立入・帰宅費用、就労不能損害、除染・検査費用、その他

※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上
 ※グラフは相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合（相談内容の総数 平成23年度下期：10,064 平成24年度：19,180 平成25年度：15,878 平成26年度：13,318 平成27年度：9,931 平成28年度：5,845 平成29年度：4,362 平成30年度：3,616 令和元年度：2,802 令和2年度上期：725）

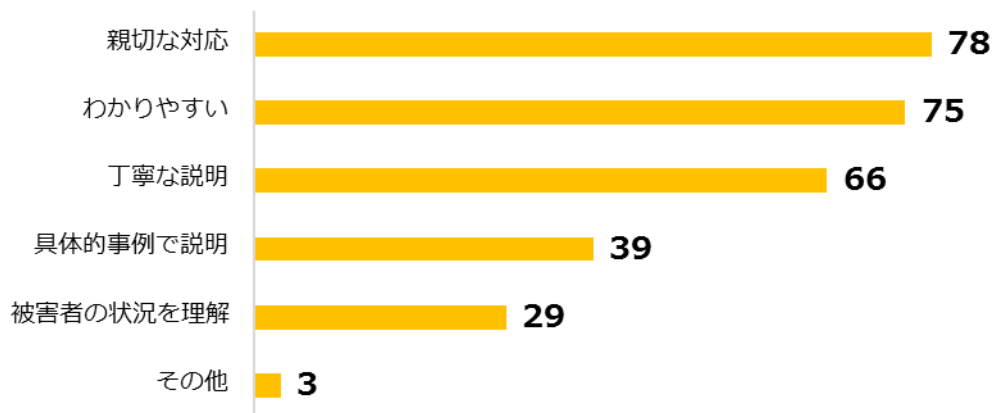
5.相談者アンケートによる相談会の評価

Q1.個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？ n=117 (巡回相談、常設会場、県外相談会で実施したアンケート結果の集計)



Q2.どのような点でそう感じられましたか？ (複数回答可)

「大変良かった」「良かった」と思う点



「あまり良くなかった」「良くなかった」と思う点

